

# 日本統治時代の朝鮮半島における

## 日本本土出身者の展開

—土地所有との関わりを中心に—

山元 貴 継

### I. はじめに

- (1) 本研究の目的と方法
- (2) 日本本土出身者の展開イメージ

### II. 日本統治時代の朝鮮半島をめぐる諸制度

- (1) 行政区域制度の改編
- (2) 地籍資料とその整備

### III. 朝鮮半島各地における

日本本土出身者の展開

- (1) 全羅南道・木浦の事例
- (2) 忠清北道・清州の事例
- (3) 慶尚北道・慶州の事例

### IV. 日本本土出身者の展開プロセス

- (1) 経年的な動向
- (2) 諸制度との関係

### V. おわりに

#### I. はじめに

- (1) 本研究の目的と方法

本研究は、日本統治時代（1910-45年）の朝鮮半島において、日本本土出身者<sup>1)</sup>がいかなるプロセスを経て半島各地へ展開していったかについての解明を試みたものである。後述する地籍資料を用いた本研究では、これまで資料不足から十分に明らかにすることができなかった、ミクروسケールでの日本本土出身者の展開について分析した。そして分析の際には、朝鮮半島の中でも後述する「府」およ

び「邑」などの都市地域に加えて、一部は非都市地域への浸透をみせたとされる日本本土出身者が、日本統治時代を通じて、どのような条件を持つ地域を中心に展開していったかについて注目した。

日本統治時代に突入する以前から、朝鮮半島へは日本本土出身者が次々と渡航し、1945年の解放時には総数70万から90万人が在住していたともいわれている。そして、日本本土側の様々な制度の転換および社会情勢のもとで<sup>2)</sup>、時期を経るに従い、様々な人々が朝鮮半島に渡っていったプロセスが明らかにされてきた。たとえば職業別では、当初、漁業や商業関係者などに偏っていた日本本土出身の渡航者は、植民地統治の浸透に関わる公務での渡航者が加わり、次第に多様な構成となっていたとされる<sup>3)</sup>。また同時に、渡航者の出身地も、1910年以前は長崎県出身者に極度に集中していたのが、次第に西日本を中心とする各府県へと拡散していったことが明らかとなっている<sup>4)</sup>。

しかし、こうした一方で、不明な点が多く残されているのが、いったん朝鮮半島に渡った日本本土出身者のその後の半島内各地での動向である。一部の都市地域における日本本土出身者については、商工会議所などを通じて集計された独自の人口統計などにより、その人口などを把握することが可能であるが、

キーワード：朝鮮半島，日本統治時代，日本本土出身者（日本人），居住地，土地所有

その内容は特定年度に限定される。また、こうした都市地域を除いた地域における日本本土出身者については、国勢調査などによって、後述する「郡」レベルでの日本本土出身者の増減を明らかにすることが可能であるものの、それ以下のマイクロなスケールでの動向は、追究が困難な状況にある<sup>5)</sup>。

こうした資料上の制約を超えるために、本研究では、朝鮮半島の中でも様々なタイプの地域(図1)を対象とし、地籍資料を用いることで、それぞれの地域における日本本土出身者の具体的な展開を追うこととした。基礎資料となる地籍資料とは、それぞれの地域の各地筆の土地所有者および同者の住所が記載された土地台帳などである。そこから、日本本土出身とみられる土地所有者を抽出し<sup>6)</sup>、その氏名および住所、居住期間をデータベース化したものを分析に用いた。

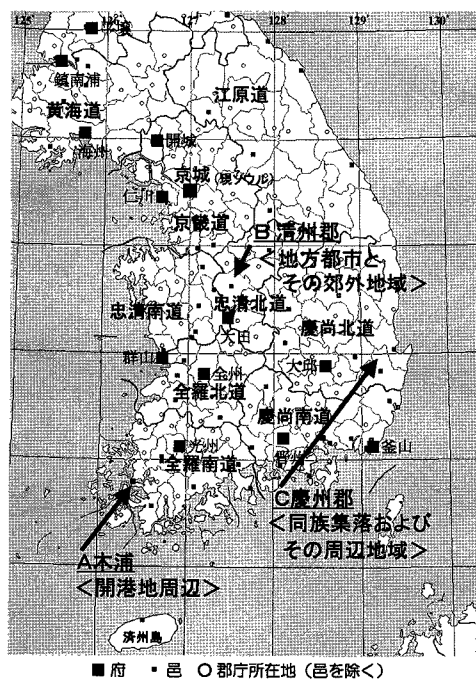


図1 日本統治時代の朝鮮半島と行政区域  
(道・郡界や府名などは1944年現在)

## (2) 日本本土出身者の展開イメージ

1876年の釜山の開港から朝鮮半島に展開し始めた日本本土出身者は、1910年の日韓併合の時点ですでに10万人を越え、最終的に1945年の解放時の時点では、およそ70万人近い人々が朝鮮半島に在住していたとされる(表1)。ここで注目したいのはその居住地である。1904年の日露戦争以前、居住が半ば公然と認められていた開港地および開市にのみ集中していた日本本土出身者は、1910年の日韓併合以降、次第に大都市の周辺地域や<sup>7)</sup>、地方中小都市などにも展開していったとされる<sup>8)</sup>。その結果、日本本土出身者のいわゆる都市人口率は、徐々にその比率を低下させていった<sup>9)</sup>。

都市地域には商業関係者や官吏のほか、多様な日本本土出身者が居住していた。日本本土出身者の居住する地域においては日本式の建築物が溢れ、周囲の地域とは異質な景観を形作っていたことが指摘されている<sup>10)</sup>。そして、朝鮮半島の中心都市であった京城など多くの都市地域において、日本本土出身者によって構成される新市街地と、朝鮮半島出身者によって構成された旧市街地とが、明確なセグリゲーションをみせていたことが明らかとなっている<sup>11)</sup>。さらに都市地域においてはしばしば、日本本土出身者と朝鮮半島出身者の直接的な衝突もみられた<sup>12)</sup>とされる。

しかし一方で、非都市地域における日本本土出身者の展開については、不明な点が多い。朝鮮半島の南東海岸および南海岸における漁業関係者の進出や<sup>13)</sup>、朝鮮半島において土地経営を行っていたいわゆる「地主<sup>14)</sup>」については、日本側に残された資料などをもとにした研究が蓄積されてきた<sup>15)</sup>。とくに後者についての研究は、広大な土地を取得しながら朝鮮半島の各地に展開していった、日本本土出身者の一側面を描き出している。しかしながら、その分析の多くは統計的な記録をもとにした内容にとどまり、その所有者である

表 1 日本統治時代の朝鮮半島における民族的区分別都市居住人口の推移

年次	朝鮮半島出身者			日本本土出身者			中国出身者		
	都市人口	総人口	A/B	都市人口	総人口	A/B	都市人口	総人口	A/B
	(A)	(B)	×100	(A)	(B)	×100	(A)	(B)	×100
1910	424	13,128	3.2	107	171	62.6	7	12	56.3
1915	346	15,957	2.2	155	303	51.1	6	16	40.5
1920	414	16,916	2.5	173	347	49.8	10	25	40.3
1925	608	19,020	3.2	220	443	49.8	20	58	34.7
1930	889	20,438	4.4	268	527	50.9	31	92	34.3
1935	1,244	22,208	5.6	334	619	54.0	26	70	36.8
1940	2,377	23,547	10.1	415	707	58.6	26	71	37.3
1945	2,932	25,133	11.7	446	712	62.8	31	72	42.8

(単位：1,000人)

(『朝鮮総督府統計年報』『朝鮮総督府国勢調査報告』『朝鮮総督府人口調査結果報告』より作成)

日本本土出身者自身が、朝鮮半島の中でもどのような条件を持つ地域に居住していったのかについては明らかとなく、さらに、日本統治時代を通じて、日本本土出身の警察官や郵便局員と朝鮮半島出身者とが衝突する事件も発生した<sup>16)</sup>一方で、当時日本本土出身者の大部分は都市地域のみに住居しており、「植民地時代、大部分の韓国人は日本人とは無縁の農村に住んでいた」とする説明<sup>17)</sup>も多くみられている。

なお、こうした日本本土出身者の展開については、1910年から1924年にかけて展開した土地調査事業および林野調査事業、いわゆる「事業」などによる土地取得に言及したのものも

多い。そして、「事業」が多くの朝鮮半島出身者の所有地を失わせる一方で、日本本土出身者の展開を大きく支援したという説明が定着している<sup>18)</sup>。確かに、結果として1917年の時点で、市街地<sup>19)</sup>においては、日本本土出身者の所有地が約40%以上と高い比率を占め、非市街地においてもその比率は7.5%に達した(表2)。しかし、これら「事業」と日本本土出身者の展開との関わりについては、「事業」に関する研究自体が長く制度史的な言及にとどまってきたため<sup>20)</sup>、「事業」の結果として実際にどのような土地所有関係が生み出され、その関係がその後の、日本本土出身者の展開などをいかに規定したかについての分析

表 2 朝鮮半島における民族的区分別土地所有実態 (1917年現在)

区分		(単位)	市街地	非市街地
朝鮮半島出身者	面積	(100町歩)	3294.3	99143.4
	民族的区分別土地所有比	(%)	48.4	92.4
日本本土出身者	面積	(100町歩)	3140.3	8065.4
	民族的区分別土地所有比	(%)	46.2	7.5
その他の外国人	面積	(100町歩)	369.5	55.7
	民族的区分別土地所有比	(%)	5.4	0.05
計	面積	(100町歩)	6804.1	107264.6
	民族的区分別土地所有比	(%)	100	100

朝鮮叢報(1918年)より改変引用。

は不十分であると思われる。その中で、とくに資料の不足した農村地域における日本本土出身者については、地主制研究を土台とし、土地収奪を前提とした展開が強調されるきらいがある<sup>21)</sup>。

## II. 日本統治時代の朝鮮半島をめぐる諸制度

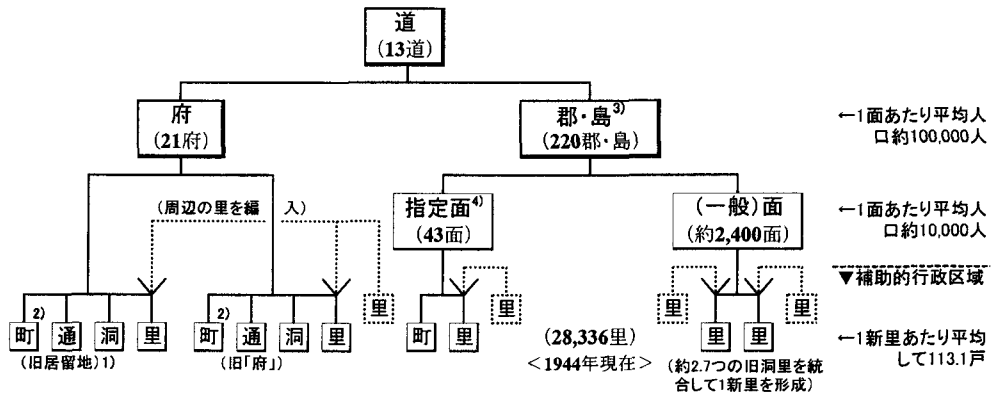
### (1) 行政区域制度の改編

日本統治時代の朝鮮半島の各地域について言及する本研究では、日本本土とは異なっていた行政区域制度について触れておく必要がある。しかもそれらの行政区域制度には、日本統治時代を通じて、植民地的改編<sup>22)</sup>とも呼ばれる大きな改編が加えられた。その概略を紹介する。

朝鮮半島における行政区域は、最も大きい区分である「道」の下位の行政区域として、都市地域においては、「府庁」によって管理された「府<sup>23)</sup>」が、農村地域においては、「郡庁」によって管理され、今日に至るまで実質的な行政自治体としての機能を有してきたとされる「郡」が置かれてきた<sup>24)</sup>。この「郡」の下位には、行政補助機関としての「事務所」によって管理された、日本の行政村に相当する規模の「面」と呼ばれる行政区域が存在した。

「面」は、さらに「里」または「洞」などの行政区域に区分されていた。なお、日本統治時代初期にはこのほかに、列強各国の圧力のもとで開港地指定を受け9ヶ所の租界（後の居留地）が置かれていたが、これらの地区は当初、正式な朝鮮半島の行政区域には含まれていなかった。

これらの行政区域制度は、日本統治時代を通じて大きな改編を経験した。まず1914年に、既存の「府」に、旧居留地地区がそのまま「府」として加わった<sup>25)</sup>。そして農村地域においては1913年に、「郡」の大規模な統廃合が行われたのに加えて、その下位の「面」および「里」「洞」についても、統廃合を中心とした大きな改編が加えられた<sup>26)</sup>。さらに、1917年には、日本本土出身者の集住していた「面」に対して行われたとされる「指定面」指定がなされ<sup>27)</sup>、それらの大部分は、後の1931年の地方自治法改定に伴い、新規設定された「邑<sup>28)</sup>」へ昇格された。なお日本統治時代においては、「府」などの都市地域、「邑」等の準都市地域において、さらにその下位に「町」「通」、または「洞」などの区分が設定されていた<sup>29)</sup>（図2）。



- 1) 旧居留地は当初、朝鮮半島の正式な行政区域制度には組み入れられていなかった。
- 2) 日本人の集住地区・新規市街地には「町」「通」、それ以外の地区には「洞」が付与された。
- 3) 済州島など一部の島嶼においては、「郡」制ではなく「島」制が実施された。
- 4) 「指定面」とは、日本人口250人以上、居住者に占める日本人の割合30%以上などの条件を満たした面で、1917年より指定がなされた。のち1931年に「邑」に移行した。

図2 日本統治時代（1914年・1917年の行政区域改編以降）の朝鮮半島における行政区域制度

(2) 地籍資料とその整備

本研究における注目のみならず、日本統治時代における朝鮮半島について言及する際にしばしば触れられるのが、先述した土地調査事業などの「事業」であり、それに伴って地籍資料の整備がもたらされた。これらの事業の進展は、土地に対する納税者の把握を前提とし、それまで不十分であった朝鮮半島における土地所有の明確化を図るものであったが、日本本土出身者の展開とも大きく関わりがあったとされている<sup>30)</sup>

主として宅地および農耕地を対象とした土地調査事業、および残る林野部などを対象とした林野調査事業は、数年の準備期間を経て、それぞれ1910年から18年、1916年から24年にかけて実施された。そして、一筆地調査と測量とが同時進行で行われ、所有権の確定した各地筆について、図3に示したような土地台帳および林野台帳の記載がなされた。そ

れらの台帳には、各地筆ごとについて、①地筆の属する「町」「通」または「洞」「里」、②地目のほか、⑥土地所有権の移動や土地所有者の住所変更、⑦土地所有者の住所や氏名などが記載されている。そして分筆や地目の転換、土地売買に加えて、土地所有者に限定されるものの、人々の居住地および住所移動などについて多くの情報が記録されている。

その中で本研究に先立って、各地域内の多数の地筆についての記載内容をデータベース化し、地筆を越えた記載内容の対照を行うことで、台帳記載の誤記載の訂正や氏名記載の問題の解消を図った。こうして整理したデータベースをもとに、各台帳内の記載を追うことによって、実際の居住地およびそこでの居住期間、移動などの日本本土出身の土地所有者の展開を明らかにしていったほか、その展開過程において土地所有がいかに関わっていたかを分析した。

Ⅲ. 朝鮮半島各地における

日本本土出身者の展開

本章では地籍資料を活用しながら、具体的に朝鮮半島内の様々なタイプの地域を事例として、日本本土出身者がいかなる過程を経て展開していったのかについて見ていくこととする。

(1) 全羅南道・木浦の事例

木浦は、朝鮮半島南西端に近い、柴山江の河口北岸に位置した港町である(図4)。木浦では、1897年に開港地指定を受けたことを契機に、既存の集落地区の南側において大規模な埋め立てが行われ、そこに租界地区が設けられた。この租界地区においては、当初は日本のほかロシア、イギリス、中国が覇権を目指していたが、埋め立て地の公売の過程でその大部分を日本本土出身者によって構成された居留民会が獲得した結果、ほぼ日本本土出身者により占められる居留地が形成された<sup>31)</sup>。そして、1913年の行政区域改編の中

図3 日本統治時代の土地台帳 (1970年代のカード化まで使用された)



図4 1920年代末頃の全羅南道木浦府（一部務安郡含む）一帯  
『日本地理体系 朝鮮編』（1930年）より

で、この居留地地区に加えて、竹洞、北橋洞など既存の周辺集落地区の一部をも領域として、都市地域としての「府」指定を受けた木浦府が発足した。そして、全羅南道一帯の開発拠点<sup>32)</sup>としても発展した木浦府は、1932年と前後してさらに周囲の府内面竹橋里（儒達山の北東向き斜面の大部分に該当）などを編入しつつ府域を拡大させていった。

その中で、日本統治時代当初の時点において、旧居留地地区側は、旧日本領事館（後の木浦府庁）の用地が国有地、銀行<sup>33)</sup>の用地がその銀行の用地となっていたことを除けば、ほぼ日本本土出身者の個人所有地によって占められていた。それらの日本本土出身の土地所有者には、当時木浦からの航路が開かれていた日本本土の大阪および長崎に居住する者も一部含まれていた。ただし、同地区側では、多くの日本本土出身者が居住していた<sup>34)</sup>とされるものの、土地所有者として居

住している日本本土出身者は地筆数と比して多くはなく、多くの日本本土出身者は、他の少数の日本本土出身者の所有地に間借りしていた形となる。

その一方で、租界（のちの居留地）地区には指定されず、本来は木浦府域となるはずではなかった<sup>35)</sup>竹洞、および府内面竹橋里など周辺集落地区側においても、旧居留地地区に隣接する広大な斜面を中心に、実際には日本本土出身者による、土地所有が既に進展していた。ただし、実際にはそれらの土地所有は、ほぼ旧居留地地区に居住する日本本土出身者によってなされ、周辺集落地区側に実際に居住する日本本土出身の土地所有者は、あまり多くはみられなかった（図5右上）。

これらの関係は、日本統治時代を経ることによって幾分変化をみせることとなる。まず、旧居留地地区側においては、土地の所有が細分化されていく中で、日本本土出身の土地所有者が自身の所有地に実際に居住しているという傾向が強まっていった。対して周辺集落地区側においては、旧居留地地区側に居住していた日本本土出身者による斜面の所有が維持される中で、次第に周辺集落地区の宅地部分において日本本土出身者の所有地が増加し、さらにこれらの所有地に、以前は旧居留地地区に居住していた日本本土出身者が居住地を移していった<sup>36)</sup>（図5左下）。1940年に木浦商業会議所が集計した町洞別人口統計においては、竹洞ですら韓国人4,269人に対し、日本人は121人しか居住していなかったことが示されているが、日本本土出身者の一部は、次第に自身の所有地を土台として、自身の居住地を旧居留地地区の外側に拡大させていったものと想定される。

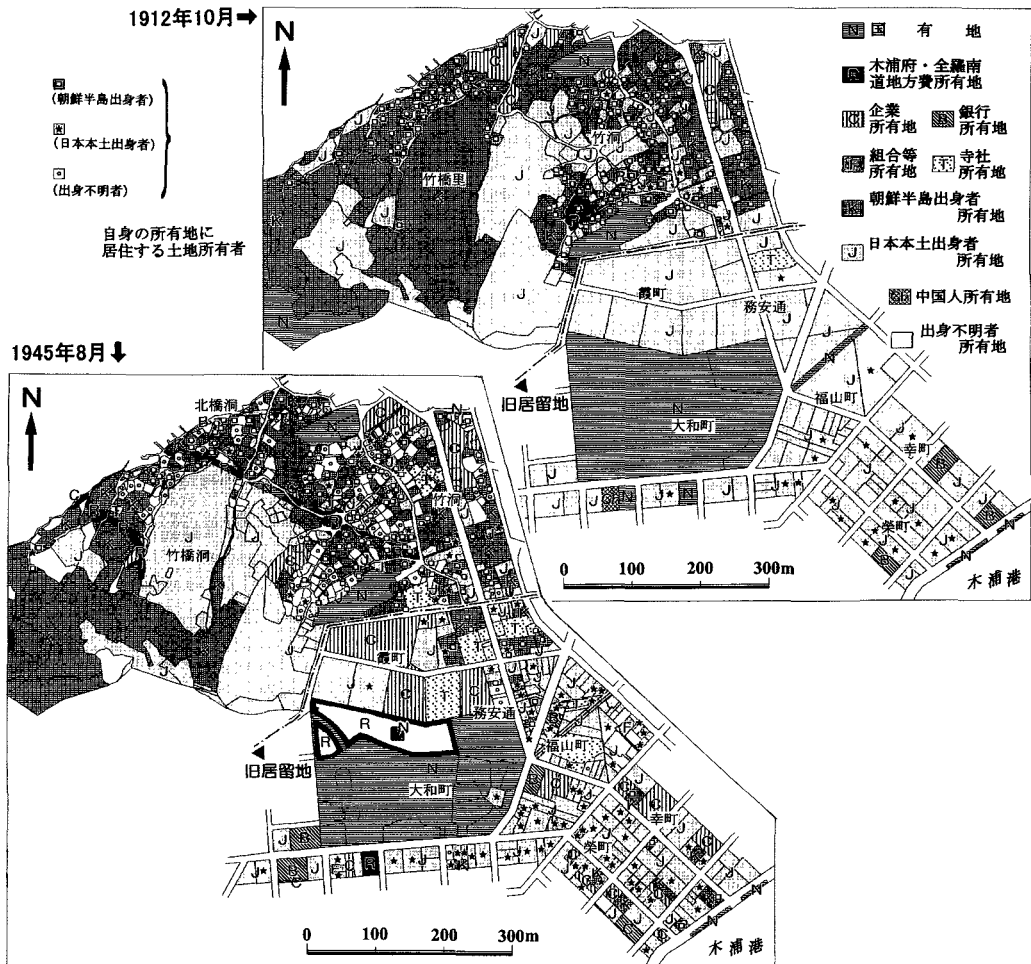


図5 木浦一帯の土地所有状況と土地所有者の分布  
地籍資料より作成。

## (2) 忠清北道・清州の事例

清州は、京城（現ソウル）の南南東約120kmに位置する、古くからの邑城を抱えた半島内陸部の地方都市である。清州は、日韓併合直後に道庁が移転してきたことと、鉄道の敷設が行われたことに伴い、日本統治時代を通じて次第に発展をみせてきた。

一帯では、日本統治時代当初の行政区改編の中で、いったん村近の4つの面が統合されて四州面となった上で、かつての「邑城」を中心とした市街地部分のみが清州面として独立した（図6）。このうち、清州面のみは1917年に「指定面」指定を受け、さらに1930

年代にかけて同面は、周囲を取り巻く形となっていた「一般面」四州面のうち、自面に隣接したいくつかの里を編入し拡大して、「邑」に昇格した。そして、各年度の朝鮮総督府『統計年報』によれば、1912年当時、日本本土出身者1,494人、朝鮮半島出身者3,271人、その他の外国人13人であった清州は、「邑」域の拡大を経て、1942年には日本本土出身者3,565人、朝鮮半島出身者37,579人、その他の外国人80人といったような人口増加をみた。

この中で、同地域の日本統治時代当初の土地所有状況をみてみると、のちに「指定面」





にとどまった<sup>38)</sup>。また一部、一時期「国有」地化された林野の中には、日本本土出身者に払い下げられた地筆もみられたが、林野ということもあり、実際にはそこに日本本土出身者が移り住んでくることはなかった。

さらに文東町の中央には、特定の氏族集団によって一族の墓地が築かれ、所有が維持され続けた林野があったが、日本本土出身者はその領域に居住することはなかった(図8)。ただし、それらの領域の内部の畑作地の一部と、領域に隣接する林野が、日本本土出身者および同者による企業(金融機関)によって所有されるに至ったが、このことに対しては、地元住民が現在に至るまで強い反発を示し続けていることを付け加えておく<sup>39)</sup>。

### (3) 慶尚北道・慶州の事例

ここで対象としたのは、後に邑となる慶州の市街地から約20kmほど北上したところにある、慶州郡江東面良洞里および仁洞里の一角である。この地域は、現在では慶州市に編入されているが、日本統治時代を通じては、あくまで「一般面」である江東面域であり続けた。

この地域では、先行して入郷して良洞里お

よび仁洞里を本拠地とし、かつこれらの里をとりまく山々の稜線上に、秩序を持って一族代々の墓地を築き続けた慶州孫氏の集団と、同氏族集団との婚姻を通じて入郷してきた驪江李氏との二大氏族集団が、歴史的にも大きな地位を占めてきた<sup>40)</sup>。そして、日本統治時代に行われた集落調査によっても、仁洞里は驪江李氏がやや優勢、仁洞里では慶州李氏が卓越するといった違いはあるものの、いずれもこれらの二大氏族集団によって構成された「同族集落<sup>41)</sup>」であったことが明らかにされている。

これらの関係は、日本統治時代初期の土地所有状況にも反映されていた。一帯の集落および農耕地を取り囲む山々の稜線は、慶州孫氏集団の墓地を抱く形で同集団の構成員によって所有され<sup>42)</sup>、仁洞里の低地の大部分も同集団によって占められていた。そして、良洞里では、北向きの斜面と低地部分は驪江李氏集団の構成員によって所有されており、山々の稜線を所有する慶州孫氏とあわせて、一帯の土地の大部分が二大氏族集団によって占有される構造となっていた。一方、これら二大氏族集団を除く人々は、仁洞里の中でも南端の、川沿いの低地近辺のみを所有するに

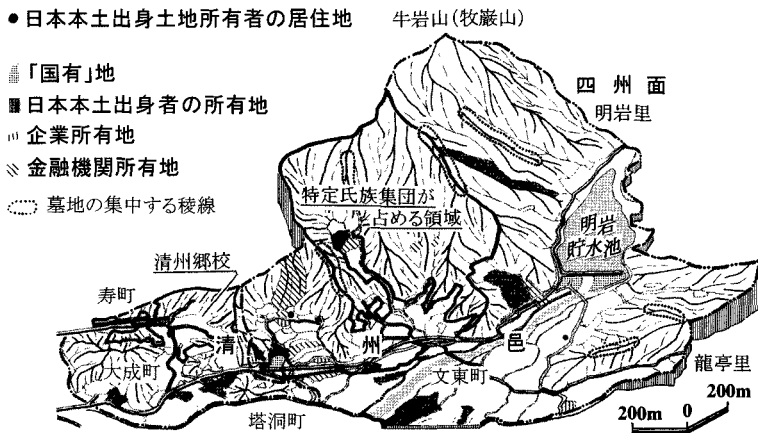


図8 1945年8月現在の清州邑文東町一帯における日本本土出身土地所有者の分布と土地所有(鳥瞰図) 地籍資料より作成。

とどまっていた。

このうち、1912年の時点で同地域に居住していた日本本土出身者は、この川沿いの低地に広がる約4,300坪の畑作地などを所有していたが、実際にはその所有者は3名のみであり、そのうち2名がやはり川沿いの低地に、1名が仁洞里的集落内部に居住していたことが記録されている。しかし、この後者の1名はあくまで朝鮮半島出身者の所有地に間借りする形で居住しており長くは定着せず、1923年には10kmほど東に位置する浦項邑<sup>43)</sup>の市街地に移動してしまった。こうした中で、

1930年代に行われ、良洞里を「著名な同族集落」として取り上げた集落調査<sup>44)</sup>においても、二大氏族集団に関する詳細な記載がなされる一方、一帯における日本本土出身者については全く記録されていなかった。

その後、1945年の解放時に至っては、慶州邑に居住していた日本本土出身者などの土地所有者が入ることによって、同地域における日本本土出身者の土地所有面積の総計は10倍ほどに拡大した。しかし所有地の範囲は依然として川沿いの低地に限定され続け、実際にその地域に居住していた日本本土出身の土地



図9 1945年8月15日現在の慶尚北道慶州郡江東面一帯における土地所有状況と日本本土出身土地所有者の分布  
地籍資料をもとに山元(2001)に加筆。

所有者は3名にとどまった(図9)。同地域においては、あらかじめ二大氏族集団をはじめとした朝鮮半島出身者によって強固な土地所有関係が構築されていたが、その所有は、相続や譲渡を通じて維持され続けた。こうした中で、日本本土出身者は、容易には土地を取得できず<sup>45)</sup>、居住地とすることも困難であったものと推測される<sup>46)</sup>。

#### IV. 日本本土出身者の展開プロセス

##### (1) 経年的な動向

以上の3地域の事例を通じて、日本統治時代の朝鮮半島における日本本土出身者の展開については、以下のような動向を確認することができた。まず、日本統治時代当初の時点ですでに、「府」などの都市地域や、後に「指定面(さらに後には「邑」)」となる準都市地域のインナーシティにおいて、その地域と関わりの強かった日本本土内の特定の地域、あるいは朝鮮半島内でも京城や釜山といった大都市から、相当数の日本本土出身者が流入していた。そして、これらの日本本土出身者は、自らの居住地として土地を確保していた。しかし一方で、農村地域においては、日本本土出身者による顕著な居住や土地所有は必ずしもみられていなかった。

これが1910年代の後半になると、次第に、都市地域内を中心に居住地を構えていた日本本土出身者が、その都市地域の隣接地域などにおいて、相対的に所有が流動的となった農耕地などを取得していった。そして1920年代に入ると、それらの日本本土出身の土地所有者の一部が、取得した所有地を居住地としつつ、都市地域の外へと展開していくこととなった。こうした都市地域以外に展開した日本本土出身者は、絶対数としては必ずしも多いとはいえないが、同地域に構えた居住地を土台としつつ、1920年代後半以降にはさらにその周辺の地域において、農耕地を中心とする土地所有を展開させていった。以上のように

なプロセスを経て、日本本土出身者は次第に、都市地域から、都市の郊外地域を中心とした農村地域へと展開していったものと思われる(図10)。

ただし、これらの日本本土出身の農村地域への展開も、朝鮮半島出身者の氏族集団など強固な社会集団に土地所有が維持された、いわゆる「同族集落」のみられるような地域では大きく阻まれてしまっていた。こうした地域では、その集落領域の土地所有が、氏族集団の構成員によって強固に維持され、土地所

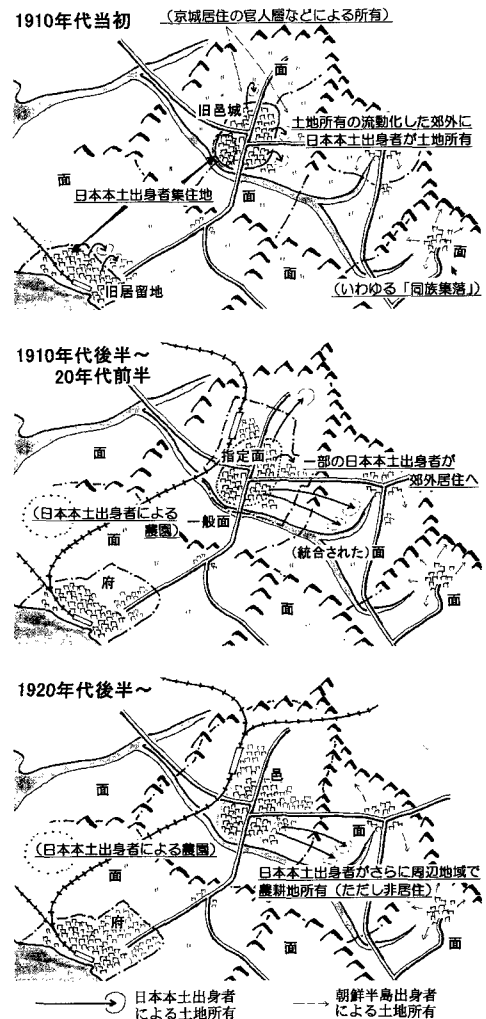


図10 日本統治時代の朝鮮半島における日本本土出身者の展開過程(模式図)

有関係が非常に安定していた。そのため、日本本土出身者は、居住に適した集落内部の土地所有関係などに入り込む隙を与えられず、実際にこれらの地域に居住地を移すこともできなかつたと想定される。

## (2) 諸制度との関係

以上のような日本本土出身者の展開についての分析を進める中で、同者の展開と、日本統治時代の朝鮮半島における諸制度との関わりとをめぐっても、幾つかの指摘が可能であろう。

まず、旧居留地地区をそのまま引き継ぐ形となった「府」などの都市地域はもちろんのこと、1917年に「指定面」指定を受けることになる準都市地域などの範囲は、その指定条件を反映して、日本統治時代当初から日本本土出身者による集住だけでなく土地所有も進んでいた地区と合致した。さらに、1930年代にかけて旧居留地地区を越えた地区を編入していった「府」域や、「指定面」を核としその周囲の地区を取り込みつつ1931年に一斉に昇格した「邑」も、その編入された範囲は、1920年代後半以降に日本本土出身者による居住および土地所有が展開していった地区であった。従って、確かに「指定面」指定などは、日本本土出身者が展開していた地区を明確に別格化して扱うものであり、まさしく植民地統治を反映した特異な制度であったといえる。

また、土地調査事業など「事業」についても、従来研究で指摘されてきた土地収奪といった問題に加えて、日本本土出身者の朝鮮半島各地での展開を後押しした可能性が指摘される。すなわち「事業」においては、宅地地筆は、住居の存在をもとにその土地の所有までもが主張されやすかつた中で、日韓併合の時点で日本本土出身者の居住が進んでいた都市地域および準都市地域においては、同者の土地占有は既成事実化されることとなつ

た。このことで同時に、日本本土出身者の安定した居住も保障されたといえる。

一方、こうした事業によって、朝鮮半島出身者も、宅地に加えて、しばしば墓地が設けられていた「林野」などの所有を固定化することができた。そのため、氏族集団により構成されていた「同族集団」などにおいては日本本土出身者を含めた新規の土地所有者による土地所有や同者の居住は抑えられた。しかしながら、朝鮮半島出身者の所有地の中でも、都市地域の周囲における農耕地などについては、その所有関係が錯綜しやすく、日本統治時代と前後として所有者自身が必ずしも近隣に居住しているとは限らない状況となっていたため、「事業」によって所有は固定化されず、相対的に流動的な土地所有関係となっていた。その中で、日本本土出身者をはじめとした外部からの新規土地所有者が入り込みやすい状況が作られ、最終的には同者の居住までをも許す結果となったと思われる。

## V. おわりに

本研究では、日本統治時代の朝鮮半島における日本本土出身者がいかなるプロセスを経て半島各地へ展開したかについて、地籍資料を活用したアプローチを試みた。その結果、日本本土出身者の展開は、土地所有と密接に結びついており、日本統治時代と前後して土地所有関係が流動化していった地域において、より同者が展開していった可能性が指摘できた。

また、直接的な要因としては断言できないが、行政区域改編や土地調査事業といった日本統治時代を象徴する諸制度の整備も、朝鮮半島における日本本土出身者の展開と関わったことが指摘される。とくに行政区域の改編は、日本統治時代の朝鮮半島における日本本土出身者の展開状況を反映したものと見えよう。本研究において多様なタイプの地域を分析した結果、「府」および「邑」といった都市

地域や準都市地域とは、当初から居住および土地所有の面で日本本土出身者によって占められていたことが明らかになった。こうした中で、日本統治時代の朝鮮半島における日本本土出身者の展開をめぐる従来の分析および言及の多くが、都市地域のとくにインナーシティを過度に重視することで、同者による土地収奪やセグリゲーションへの注目を再生産してきた可能性も指摘される。

ただし、地籍資料の分析をもとにした本研究の分析には、様々な課題も残された。まず、本研究における「日本本土出身者」とは、あくまで朝鮮半島において土地を所有していた階層に限定されている。当時、これら日本本土出身の土地所有者が、朝鮮半島に居住していた日本本土出身者全体の中でいかなる位置にあったかについては、他資料の検討などにより、さらに深い追究を行う必要がある。また本研究の分析は、その対象地域として、日本本土出身者によって形成されたとされるいわゆる「移民集落」や、同者による大規模な土地経営がなされたとされる農園などをめぐるアプローチをふまえていないといった反省もある。これらの課題について、今後の研究の進展を期待したい。

(中部大学・非常勤講師)

#### 〔付記〕

本研究の内容は、2002年5月に和歌山市民会館で開催された歴史地理学会大会シンポジウム「移民・植民の歴史地理」において発表したものである。なお、地籍資料の収集にあたっては韓国の各自治体の地籍課の皆様のほか、住民の方々の多大なる協力を頂きました。そして本研究を進めるにあたっては、名古屋大学地理学教室の先生方にご指導を、中部大学国際関係学部の澁谷鎮明助教授には、貴重な助言を仰ぎました。また、大会にての発表時に有意義なコメントをいただいた下関市立大学の木村健二教授、参席された多くの先生方に対しても、ここに記して感謝の意を示します。

#### 〔注〕

- 1) 日本統治時代においては、制度上のみならず統計などにおいても、朝鮮半島出身者が総じて日本国籍を持つ日本人として扱われていた。そうしたことから本研究においては、日本本土からの渡航者およびその家族、子孫を指す言葉として、便宜的に「日本本土出身者」の語を用いた。
- 2) 木村によると、1900年には漁業関係者、1904年には全ての朝鮮半島への渡航者について旅券の携帯が不要となるなど、日本本土出身者の渡航に関わる規制は次第に簡略化されていった。また、金秀晶によれば、1920年からは「産米増殖計画」による農民の集中移住、1926年までには東洋拓殖株式会社により日本各地からの農業移民の招致が進んだほか1929年以降世界恐慌の影響を受けた遊休資本の海外進出、1937年以降は中国大陸への侵略政策の足がかりとして、日本本土出身者の朝鮮半島への渡航が進んだとされる。①木村健二「朝鮮編」総合解題(芳賀 登ほか5名『日本人物情報体系第71巻』、皓星社、2001)、459～470頁。②金秀晶「韓半島での日本人の分布変化に関する研究：1925-1940」(韓国文)、江原地理15、1998、51～87頁。
- 3) 高崎宗司『植民地朝鮮の日本人』、岩波書店、2002。
- 4) 木村健二、前掲2) ①。
- 5) 朝鮮半島内における人々の居住地移動については、近代以降だけを見ても幾つかの論考があるが、それらは、朝鮮(韓)民族特有の家系図といえる族譜の記載を基礎資料としたものであった。そのために、族譜に記載されることのない日本本土出身者の居住地移動は、同様の手法では追究することができなかった。
- 6) いわゆる「創始改名」が本格化する1942年頃から、日本式氏名記載の訂正が進展する1948年頃までの期間は、地籍資料においても、日本式氏名で記載された朝鮮半島出身者が現れる。そのため本研究では、上記の

- 期間の前後に氏名の訂正がみられる土地所有者を「朝鮮半島出身者」とする一方で、上記の期間のみ登場し、聞き取りや他の紳士録などでも出身地の確認のとれない土地所有者は「出身不明者」として、分析の対象からは除外した。
- 7) 孫 禎睦は、京城の周囲の「里」において、日本本土出身者を含めた人口が1920年代以降に急増していることを示した。孫 禎睦『日帝強占期都市化過程研究』（韓国文）、一志社、1996、743頁。
  - 8) 木村健二『在朝日本人の社会史』、未来社、1989。
  - 9) 対して1930年代以降、朝鮮半島出身者の都市人口率が増加するが、これは必ずしも同者が都市地域に次第に集中してきたためではなく、都市人口全体が急激に増加したことを受けたためと思われる。洪 慶姫は、同時期の都市人口の増加の一因として、都市地域の隣接地域が都市地域（「府」や「邑」）に編入されたことがあると指摘している。洪 慶姫「韓国の都市化－第1部 日政時代－」（韓国文）、慶大論文集（人文・社会）6、1962、287～325頁。
  - 10) 尹 正淑「仁川における民族別居住地分離に関する研究」人文地理39-3、1987、87-110頁。
  - 11) ①李 惠恩「京城府の民族別居住地分離に関する研究－1935年を中心に－」（韓国文）、地理学29、1984、20～36頁。②李 惠恩「1930年代～1935年の京城府（ソウル）における民族別居住地分化の変遷」、歴史地理学160、1992、2～20頁。
  - 12) 日本本土出身の学生が朝鮮半島出身の女生生に対しからいを行ったことを発端として1929年11月以降に本格化した、いわゆる「光州学生運動事件」などが知られる。
  - 13) ①崔 吉城編『日本植民地と文化変容－韓国・巨文島』、御茶の水書房、1994。②高崎、前掲3）。
  - 14) ちなみに、本研究の対象地域の一つである忠清北道・清州の住民は、日本本土出身者の土地所有者を「Jinushi」と呼び、朝鮮半島出身の新規土地所有者「Chiju」と呼び分けていた。
  - 15) たとえば、森元の研究では、（岡山）県を挙げての現地視察を土台に、日本本土から地主が移民として送り込まれていった事例が紹介されている。森元辰昭「日本人地主の植民地（朝鮮）進出－岡山県溝手家の事例－」土地制度史学82、1979、22～38頁。
  - 16) 農村地域を含めた朝鮮半島に展開していたこれらの公務従事者が朝鮮半島出身者から攻撃を受けたとの逸話は、各地で伝えられている。そうした状況の中で、日本本土出身の巡査がそうした攻撃に対抗して、京畿道水原郊外の堤岩里にあった教会に住民を集め、焼き討ちを行うといった痛ましい事件も発生した。
  - 17) ①鄭 大均「植民地支配の遺産」、日本學誌（韓国啓明大学校日本文化研究所）10、1990、187～220頁。また旗田は、「私は朝鮮で育ったというものの、日本人街に住み、（中略）朝鮮の子供と接する機会は乏しかった」と指摘している。②旗田巍『朝鮮と日本人』、勁草書房、1983。
  - 18) 南 榮佑によれば、朝鮮半島においてはこれらの「事業」以前から、「土地が家屋の従属物であるという観念が強かっただけでなく、その価格も、土地よりは建物に従って決定され、家屋を購入すればその土地も取得したものと認識することが、一般的な慣行であった」とされる。従って、逆に家屋など具体的な事物が付随しない農耕地の所有は、曖昧になりやすかった可能性がある。愼 鏞厦はこうした前提の上で、「事業」における土地の所有確認が申告制に依ったため、（日本語での）申告の困難から、朝鮮半島出身者の多くが土地を失ったと指摘している。しかし近年、後者の説明に対しては、金 鴻植らの研究に代表されるように、「事業」によって必ずしもそれ以前の土地所有関係との断絶が図られたとは断言できないとの見方も現れ始めている。①南 榮佑「日帝下京城府の土幕村形成」（韓国文）、文化歴史地理1、1989、39～52頁。②愼 鏞厦『朝鮮土地調査事業研究』（韓国文）、1982、知識産業社。③金 鴻植ほか5名『朝鮮土地調査事業

- の研究』(韓国文), 民音社, 1997, 564頁。
- 19) 李 樹成によれば, 当時は税制上, 市街地税を納付する地域は「市街地」, 地税を納付する地域は「非市街地」と区分されていた。ただしここでの「市街地」とは, 主として「府」や「邑」を指す「都市地域」とは必ずしも一致しない。李 樹成「日帝の対韓初期植民地政策が韓半島の土地と地域的变化に与えた影響: 1910-1919」(韓国文), 地理学論叢 6, 119~150頁。
  - 20) 宮嶋博史『朝鮮土地調査事業史の研究』, 汲古書院, 1991。
  - 21) たとえば山辺は, 「(日本人は) 腰にピストルと望遠鏡をもって土地の買い入れに出かけ(中略), 休みの日に望遠鏡をもって丘の上に行き, 手ごろの土地を望遠鏡で見つけると, そこに何某所有の標柱を立て縄張りをしておいた」といった逸話を紹介している。山辺健太郎『日本統治下の朝鮮』, 岩波書店, 1971, 223頁。
  - 22) 柳 濟憲「湖南平野における地域構造の植民地的変容過程」(韓国文), 地理学42, 1990, 35~48頁。
  - 23) 柳 時中および柳 濟憲は, この「府」の設定においては, 現実の規模や都市機能よりも, 日本本土出身者が集中居住していることが基準とされたことを指摘している。①柳 時中「植民地時代における韓国都市の形成と変容-植民地初期を中心に-」(林 武編『発展途上国の都市化』, アジア経済研究所, 1976, 111~146頁。②柳 濟憲, 前掲22)。
  - 24) 金 科哲「韓国の行政区域体系と政策-農村部を中心に-」, 地域地理研究 3, 1998, 79~86頁。
  - 25) 孫 禎睦『韓国開港期都市変化研究』(韓国文), 一志社, 1992。
  - 26) 山田正浩「朝鮮の集落-洞里-の規模と空間構成について」, 地理学報告50, 1980, 26~41頁。
  - 27) 韓 三建・布野によれば, 後に「邑」に昇格することになる「指定面」の指定は, 日本人口250人, 居住者全体に占める日本人の割合が30%を占めるなどの条件を満たした「面」に対して実施された。韓 三建・布野 修司「日本植民統治期における韓国蔚山・旧邑城地区の土地所有の変化に関する研究」, 日本建築学会計画系論文集520, 1999, 219~228頁。
  - 28) この「邑」とは, 李氏朝鮮時代における, 中央から派遣された官吏が業務を執行する官衙などが置かれていた中心集落に対して用いられていた「邑」という通称とは異なる。なお山田によれば, このかつての「邑」の約4割は防御を目的とし城壁で囲まれた構造を持ち, 「邑城」とも呼ばれていた。山田正浩「李朝時代の邑-その構成要素と機能-」『歴史地理研究と都市研究(下)』(藤岡謙二郎先生退官記念論文集)』, 大命堂, 1978, 89~98頁。
  - 29) 都市地域の中でも, 日本本土出身者の集住地区においては「町」「通」が, 朝鮮半島出身者の居住地区においては「洞」が設定されたとされる。前者の地名設定には日本本土出身者が大きく関わり, かつ日本式の地名が付与されることが一般的であったため, 近年その地名改変が, 大きな議論の対象となってきた。
  - 30) 李 樹成は, 先の慎 鏞厦の研究を引用しながら, 「事業」の重要な目的の4番目として, 「日本人移入民に土地を与えつつ, 日本人の韓(朝鮮)半島移民に対する制度的支援制度を確立」することを挙げている。李 樹成, 前掲19)。
  - 31) 『木浦府誌』によれば, 木浦の日本居留民会は, 少数の外国人により土地の買い占めが進んでしまった仁川の教訓をもとに, 埋め立て地の公売において, 様々な手段を用いてロシア人をはじめとした外国人と競売で争い, ほぼ9割の土地を獲得したとされる。木浦誌編纂会『木浦府誌』, 木浦誌編纂会, 1914, 648頁。
  - 32) 金 京洙によれば, たとえば木浦から榮山江を約60km さかのぼった榮山浦(現・羅州市)について, その日本統治時代初期の発展に関わった日本本土出身者の多くが, 木浦を経て移住してきたことを指摘している。金 京洙「1910年代榮山浦 市街地形成過程」(韓国文), 文化歴史地理12-1, 2000,

- 39～55頁。
- 33) 土地台帳および1929年に木浦商業会議所によって作成された「大日本職業別明細図」によれば、京城に本店のあった朝鮮信託銀行などのほか、長崎に本店のある株式会社十八銀行が見うけられる。
- 34) 各年度の木浦商業会議所統計年報によると、1910年当時の「木浦」、すなわち居留地地区における人口構成は、韓国人7,036人に対し日本人3,494人、その他の外国人85人の、計10,655人となっていた。
- 35) 木浦市『木浦市誌（社会・産業編）』（韓国文）、木浦市、1990。
- 36) 『木浦府誌』によれば、1908年の統監府設置以降は、居留地境界から10韓里（日本の1里）以内の区域における日本本土出身者の土地家屋の獲得、およびその所有権が公然と認められてしまっていたとされる。崔永俊によれば、同様に日本統治時代以前に居留地地区を抱えていた仁川でも、建築法、自治負担金の過重のために（租界地内が）条件として不利であり、（日本人が）地価の安い韓人居留地を侵食していた、と指摘されている。①木浦誌編纂會、前掲31)。②崔永俊「開港と前後した仁川の地理学研究」（韓国文）、地理学と地理教育2、1974、1～38頁。
- 37) 現在でも清州市の中心街となっており、今日に至っても地元住民は「本町」の韓国語読みから「ポンチョンゴリ（コリは通りの意）」と呼ぶことがある。
- 38) 『清州沿革誌』によれば、1923年に至っても四州面（校東里のほか多数の里を含む）において、日本本土出身者は11戸41人とどまっていた。大熊彌三郎編『清州沿革誌』、大熊彌三郎、1923、178頁。
- 39) 山元貴継「日本統治時代における韓国地方都市郊外の空間的変容－忠清北道清州の事例－」、地理学評論73a-12、2000、855～874頁。
- 40) 韓国文化広報部文化財管理局、竹田 亘・任 東権訳『韓国の民俗体系－韓国民俗総合調査報告書－第4巻 慶尚北道篇』、国書刊行会、1990、46～62頁。
- 41) 崔永俊によれば、同族集落（村）とは、その定義と概念が未だ統一されていないものの、広義として「同一の祖先から派生し、血縁関係を結んでいる人々が集団で居住する状態」を指す。崔永俊「同族村の文化地理的研究－蔚州郡上北面地内里の事例研究－」（韓国文）、文化歴史地理2、1990、19～37頁。
- 42) 代々の墓地とくに墳墓の存在をもとにその子孫がそれらの存在する山林の所有権を主張し、かつその所有を強固に維持しようとする意識が朝鮮半島において広くみられるとの指摘は、『土地調査事業報告書』にみられるように、「事業」の時点ですでに確認されていた。朝鮮総督府『朝鮮土地調査事業調査報告書』、朝鮮総督府臨時土地調査局、1918、708頁。
- 43) 浦項は、日本統治時代には交通の要所としてのほか、漁港都市としても発展し、『朝鮮の聚落 前編』によれば、1929年当時で浦項洞（旧浦項面の範囲）だけでも、日本本土出身者1,838人、朝鮮半島出身者5,071人を数えていた。朝鮮総督府『朝鮮の聚落 前編』朝鮮総督府、1933、945頁。
- 44) 朝鮮総督府『慶州郡 生活実態調査』、朝鮮総督府、1935。
- 45) 韓 三建・布野によれば、慶州の市街地である旧邑城内部において、朝鮮半島出身者が多数居住し、宅地を中心とした土地を大規模に所有していた地区では、日本本土出身者は他の地区と比べてあまり展開できなかったことが指摘されている。韓 三建・布野修司「日本植民統治期における韓国慶州・旧邑城地区の土地所有の変化に関する研究」、日本建築学会計画系論文集538、2000、149～156頁。
- 46) ただし、良洞里および仁洞里は、日本統治時代をめぐって、日本本土出身者による土地取得以上に、同者が「風水」を悪用し集落の構造を破壊したとされる、いわゆる「日帝断脈説」で著名な地域である。山元貴継「日本統治時代における韓国の農村地域の変容－慶尚北道慶州市江東面における地籍資料の分析を中心に－」、人文地理53-2、2001、25～50頁。



The advance of Japanese in Korean Peninsula under Japanese rules:  
mainly on the relation with land tenure

YAMAMOTO Takatsugu

The main purpose of this study is to investigate the process that Japanese had moved their settlements in Korean Peninsula under Japanese rules. And this study intended to examine the links between the land tenure by Japanese and the movement of their settlements in micro-scale by analyzing the addresses of Japanese on the cadaster of the case study areas (*Mok-p'o* in South *Cheol-la* Province, *Ch'eong-ju* in North *Ch'ung-ch'eong* Province, *Kyeong-ju* in North *Kyeong-sang* Province). This study show Japanese had come to advance on the non-urban area as follows:

In the first stage (about in 1910), many Japanese had already lived in some new port cities and local cities. Especially in the new port cities, some Japanese had lived in the neighboring area on the outside of the foreign settlement district. And in these area, Japanese had come to get most of landownerships legally by land surveying project (1910-18) and any institutions, and made their residential segregation. These area had also been designated "Fu (*Bu*)" as City, or "Shitei-men (*Chijeong-myeon*)" as semi-urban area. On the other hand, Japanese had not lived totally and had only a few lands in rural area.

In the second stage (the later half of 1910's to the first half of 1920's), some of Japanese who lived in the urban area had come to have the farmlands in their suburban area where owned by various people changeably. And a few Japanese who owned the lands in the suburban area had gradually begun to move their settlements to their own lands in those area.

In the third stage (after the later half of 1920's), the district that many Japanese had often owned lands and lived was admitted into area of city "Fu (*Bu*)" or semi-urban area "Shitei-men (*Chijeong-myeon*): renamed to "Yu (*Eup*)" in 1931". In those days, a few Japanese had come to own the lands in rural area, but almost these landowners had not lived in their lands actually. And in the clan village area tended to be occupied by members of a few clans firmly, Japanese had owned little land, and not moved their settlements in the area as a result.

As above investigation, this study indicated that the advance of Japanese in Korean Peninsula under Japanese rules had been related to their land tenure. Under Japanese rules, the fluidity of land tenure in suburban area had promoted the movements of Japanese, however the firm landownership relation by Korean such as the clan and the member of them had refused the advance of Japanese. This study also suggested that the farmer studies might excessively tend to take notice of the city area under Japanese rules, and that those studies had emphasized the advance of Japanese and the land plunder by them in all over Korean Peninsula.

**Key words:** Korean Peninsula, under Japanese rules, Japanese, settlement, land tenure